

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.011

処 分 名	身体障害者補装具の交付・修理の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 36 条第 1 項～第 2 項
審 査 基 準	厚生労働省告示「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に基づく。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(補装具費の支給決定の通知等)

第36条 福祉事務所長は、法第76条第1項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書(様式第47号)により申請者に通知するとともに、補装具費支給券(様式第48号)(以下「支給券」という。)を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第1項の申請に対し、当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者でないと認めるときは、補装具費支給却下決定通知書(様式第49号)により申請者に通知するものとする。